

○萩市空家等対策の推進に関する条例施行規則

平成27年10月1日

規則第34号

萩市空き家等の適正管理に関する条例施行規則（平成24年萩市規則第48号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）及び萩市空家等対策の推進に関する条例（平成27年萩市条例第36号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

（情報提供）

第3条 条例第6条第2項の規定による情報提供は、空家等に関する情報提供書（別記第1号様式）を市長に提出する方法によるほか、口頭その他適宜の方法により行うことができるものとする。

2 市長は、前項の規定により情報の提供を受けたときは、当該情報提供を受けた空家等に関し、次に掲げる書類を作成するものとする。

(1) 空家等情報受付簿（別記第2号様式）

(2) 空家等管理台帳（別記第3号様式）

（所有者等に対する報告徴収）

第4条 法第9条第2項の規定による報告の徴収（次項において「報告徴収」という。）は、空家等に係る事項に関する報告徴収書（別記第4号様式）により行うものとする。

2 報告徴収に対する報告は、空家等に係る事項に関する報告書（別記第5号様式）により行うものとする。

（立入調査等）

第5条 法第9条第1項に規定する必要な調査は、原則として当該空家等の外観調査及び施錠の確認とする。

2 法第9条第3項に規定する通知は、立入調査実施通知書（別記第6号様式）による。

3 法第9条第4項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証（別記第7号様式）とする。

（管理不全空家等の通知）

第6条 市長は、空家等が管理不全空家等であると認められるときは、当該管理不全空家等の所在及び状態、周辺的生活環境への影響並びに当該管理不全空家等の所有者等（空家等の所有者又は管理者をいう。以下同じ。）であることを、管理不全空家等認定通知書（別記第8号様式）により当該管理不全空家等の所有者等に対し通知するものとする。ただし、過失がなく当該所有者等を確知することができないときは、この限りではない。

2 市長は、前項の規定による通知を行った場合において、当該管理不全空家等の所有者等が、修繕、立木等の伐採その他の特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置を講じたことにより、管理不全空家等に当たらない状態になったと認めるときは、遅滞なくその旨を管理不全空家等状態改善通知書（別記第9号様式）により、当該所有者等に対し、通知するものとする。

（特定空家等の通知）

第7条 市長は、空家等が特定空家等であると認められるときは、当該特定空家等の所在及び状態、周辺的生活環境への影響並びに当該特定空家等の所有者等であることを、特定空家等認定通知書（別記第10号様式）により当該特定空家等の所有者等に対し通知するものとする。ただし、過失がなく当該所有者等を確知することができないときは、この限りではない。

2 市長は、前項の規定による通知を行った場合において、当該特定空家等の所有者等が除却、修繕、立木等の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置を講じたことにより、特定空家等に当たらない状態になったと認めるときは、遅滞なくその旨を特定空家等状態改善通知書（別記第11号様式）により、当該所有者等に対し、通知するものとする。

（助言及び指導）

第8条 法第13条第1項に規定する指導は、管理不全空家等に関する指導書（別

記第 1 2 号様式) により行うものとする。

- 2 法第 2 2 条第 1 項に規定する助言は、原則として口頭により行い、同項の規定する指導は、特定空家等に関する指導書(別記第 1 3 号様式) により行うものとする。

(勧告)

第 9 条 法第 1 3 条第 2 項に規定する勧告は、管理不全空家等に関する勧告書(別記第 1 4 号様式) により行うものとする。

- 2 法第 2 2 条第 2 項に規定する勧告は、特定空家等に関する勧告書(別記第 1 5 号様式) により行うものとする。

(命令)

第 1 0 条 法第 2 2 条第 3 項に規定する命令は、命令書(別記第 1 6 号様式) により行うものとする。

- 2 法第 2 2 条第 4 項の規定による通知書は、命令に係る事前の通知書(別記第 1 7 号様式) により行うものとする。

- 3 前項の通知書の交付を受け、意見書及び自己に有利な証拠を提出しようとする者又はその代理人(代理人である資格を書面により証する者に限る。)は、当該通知書の交付を受けた日から 1 4 日以内に、命令に係る事前の通知に対する意見書(別記第 1 8 号様式) により、意見書及び自己に有利な証拠を提出するものとする。ただし、法第 2 2 条第 5 項の規定により、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを命令に係る事前の通知に対する意見聴取請求書(別記第 1 9 号様式) により請求する場合は、この限りでない。

- 4 法第 2 2 条第 7 項の規定する通知は、命令に係る事前の通知に対する意見聴取通知書(別記第 2 0 号様式) により行うものとし、同項の規定による公告は、萩市公告式条例(平成 1 7 年萩市条例第 3 号) に規定する公示の方法及び市のホームページへの掲載により行うものとする。

(代執行)

第 1 1 条 市長は、法第 2 2 条第 9 項の規定による代執行を行うときは、行政代執行法(昭和 2 3 年法律第 4 3 号) 第 3 条第 1 項の規定により、所有者等に対して相当の履行期限を定めた戒告書(別記第 2 1 号様式) を送付し、所定の期限までにその義務を履行しない者に対し、代執行令書(別記第 2 2 号様式) に

より通知して行うものとする。

- 2 前項の規定に基づいて行う代執行にあたっては、執行責任者が立ち会い、その者が執行責任者であることを示すべき代執行責任者証（別記第23号様式）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（公告）

第12条 法第22条第10項の規定による公告は、萩市公告式条例に規定する公示の方法及び市のホームページへの掲載により行うものとする。

（標識）

第13条 法第22条第13項に定める標識は、別記第24号様式により行うものとする。

（緊急安全措置）

第14条 条例第12条第2項の規定による通知は、緊急安全措置実施通知書（別記第25号様式）により行うものとする。

- 2 条例第12条第3項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 緊急安全措置を講じた空家等の所在地
- (2) 緊急安全措置の内容
- (3) 緊急安全措置の実施日
- (4) 緊急安全措置を講じた理由
- (5) 緊急安全措置に要した費用
- (6) 所有者等の費用負担に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（補則）

第15条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月26日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

萩市長 あて

情報提供者 住 所
氏 名
連絡先

空家等に関する情報提供書

下記のとおり空家等に関する情報を、萩市空家等対策の推進に関する条例第6条第2項の規定により、提供します。

記

(場 所) 萩市
(空家となった始期)
(建築物等の概要) ○登記年月日： ○用 途：専用住宅・併用住宅・店舗・事務所・その他（ ） ○構 造：木造・鉄骨造・RC造・その他（ ） ○階 数：平屋・2階建・3階建・その他（ 階） ○延床面積： m ²
(建築物等の状況等)

※できるだけ詳しく空家等の状態を記入してください。また、空家等の位置がわかる地図等を添付するか、略図を示したものを添付してください。

第4号様式（第4条関係）

第 号

年 月 日

様

萩市長



空家等に係る事項に関する報告徴収書

あなたの所有する下記空家等に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第22条第1項から第3項までの規定の施行のため、下記のとおり法第9条第2項の規定に基づき当該空家等に関する事項について報告を求めます。

記

1. 対象となる空家等

所在地 萩市
用途
所有者の住所及び氏名

2. 報告を求める内容

3. 報告の提出先

萩市長
(担当: 部 課)
萩市
※空家等に係る事項に関する報告書(別記第5号様式)をもって、書面で提出すること。

4. 報告徴収の責任者

萩市 部 課長
連絡先

5. 報告の期限

年 月 日 ()

※上記5の期限までに上記3の者まで報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、法第30条第2項の規定に基づき、20万円以下の過料に処されることとなります。

※当該空家等が特定空家等に該当すると認められた場合、又は既に当該空家等が特定空家等に該当すると認められている場合、法第22条第1項から第3項の規定に基づき、周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、助言・指導、勧告、命令を行なうことがあります。

※この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に萩市長に対し審査請求をすることができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であ

っても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

※また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、萩市長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

第5号様式（第4条関係）

年 月 日

萩市長 あて
（担当 部 課）

提出者 住 所
氏 名
連絡先

空家等に係る事項に関する報告書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第9条第2項に基づき、年 月 日 第 号により報告を求められた空家等に係る事項について、下記のとおり報告します。

記

1. 対象となる空家等

所在地 萩市
用 途
所有者の住所及び氏名

2. 報告事項

3. 添付書類

※上記2及び3について、虚偽の報告をした者は、法第30条第2項の規定に基づき、20万円以下の過料に処されることとなります。

第6号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

萩市長



立入調査実施通知書

下記のとおり立入調査を実施するので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第9条第3項の規定により、通知します。

記

- 立入調査を実施する空家等の所在地及び建築物等の概要
所在地 萩市
用途
- 立入調査の日時 年 月 日（ ）午前・午後 時から
- 立入調査の趣旨及び内容

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）抜粋

（立入調査等）

- 第9条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。
- 2 市町村長は、第22条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
- 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

担当者：

電話：

（表面）

立入調査員証

第 号

所 属
職 名
氏 名

上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定により、立入調査をする職員であることを証する。

年 月 日交付（ 年 月 日まで有効）

萩市長



（裏面）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）

第9条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市町村長は、第22条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等とその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第 号
年 月 日

様

萩市長

印

管理不全空家等認定通知書

あなた（相続人等である場合も含む。）が所有又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定により調査、判断した結果、法第 13 条第 1 項に定める管理不全空家等に該当すると認められますので、その旨通知します。

空家等の状態が改善されない場合は、法第 13 条第 1 項の指導を行うこととなります。

改善方法等について、情報の提供が必要な場合は、下記まで連絡してください。

なお、所有者等については、法に基づき市で調査いたしました。あなた（複数の方が所有者等となる場合があります。）が所有又は管理していない場合は、下記までご連絡いただくとともに、その旨を証する書類の写しを提出してください。連絡及び書類の写しの提出がない場合は、あなた（複数の方が所有者等となる場合があります。）を所有者等とし、情報の提供、助言等を行います。

また、空家等の状態が下記の内容と異なる場合、又は既に何らかの措置をされている場合は、下記まで連絡してください。

記

1 管理不全空家等の所在地	萩市
2 空家等の状態 (管理不全空家等と認められる理由)	
3 所有者等の住所及び氏名	
4 所有者等と判断した理由	(1) 不動産登記情報による登記名義人 (2) 前号の相続人 (3) その他 ()
5 担当及び連絡先	

※管理不全空家等の定義

空家等対策の推進に関する特別措置法第 13 条第 1 項

この法律において「管理不全空家等」とは、空家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば「特定空家等」に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる空家等をいう。

なお、「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

第9号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

萩市長

印

管理不全空家等状態改善通知書

あなた（相続人等である場合を含みます。）が所有又は管理する下記の空家等は、空家等の状態が改善され、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第13条第1項に規定する管理不全空家等に該当しないと認められますので、その旨通知します。

引き続き、法に基づき適正に管理していただきますよう、お願いいたします。

記

1 空家等の所在地	萩市
2 管理不全空家等に該当しないと認められた日	年 月 日
3 管理不全空家等に該当しないと認められた理由	
4 担当及び連絡先	

様

萩市長



特定空家等認定通知書

あなた（相続人等である場合も含む。）が所有又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により組織された萩市空家等対策協議会において審査、判断した結果、法第 2 条第 2 項の特定空家等に該当すると認められますので、その旨通知します。

空家等の状態が改善されない場合は、法第 2 条第 1 項の助言又は指導を行うことになります。改善方法等について、情報の提供が必要な場合は、下記まで連絡してください。

なお、所有者等については、法に基づき市で調査いたしました。あなた（複数の方が所有者等となる場合があります。）が所有又は管理していない場合は、下記までご連絡いただくとともに、その旨を証する書類の写しを提出してください。連絡及び書類の写しの提出がない場合は、あなた（複数の方が所有者等となる場合があります。）を所有者等とし、情報の提供、助言等を行います。

また、空家等の状態が下記の内容と異なる場合、または既に何らかの措置をされている場合は、下記まで連絡してください。

記

1 特定空家等の所在地	萩市
2 空家等の状態 (特定空家等と認められる理由)	
3 所有者等の住所及び氏名	
4 所有者等と判断した理由	(1) 不動産登記情報による登記名義人 (2) 前号の相続人 (3) その他 ()
5 担当及び連絡先	

※特定空家等の定義

空家等対策の推進に関する特別措置法 第 2 条第 2 項

この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

様

萩市長



特定空家等状態改善通知書

あなた（相続人等である場合を含みます。）が所有又は管理する下記の空家等は、空家等の状態が改善され、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に規定する特定空家等に該当しないと認められますので、その旨通知します。引き続き、法に基づき適正に管理していただきますよう、お願いいたします。

記

1 空家等の所在地	萩市
2 特定空家等に該当しないと認めた日	年 月 日
3 特定空家等に該当しないと認めた理由	
4 担当及び連絡先	

第12号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

萩市長



管理不全空家等に関する指導書

年 月 日の実態調査等の結果、あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第13条第1項に定める管理不全空家等に該当すると認められたため、同項の規定により、速やかに改善するよう指導します。

また、本通知により指導をしたにもかかわらず、当該管理不全空家等の状態が改善されないと認められるときは、法第13条第2項の規定により、勧告を行うことがあります。当該勧告をした場合、特定空家等の敷地が地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなりますので、申し添えます。

なお、履行期限までに措置を行った場合は、下記担当まで連絡してください。

記

1. 空家等の所在地及び建築物等の概要

所在地 萩市
用途
所有者の住所及び氏名

2. 指導事項

3. 改善期限 年 月 日（ ）

4. 指導の責任者 萩市 部 課長
連絡先

※上記2により、改善措置に着手したとき及び改善措置が完了したときは、上記4に示す者まで遅滞なく報告すること。

様

萩市長



特定空家等に関する指導書

年 月 日の実態調査等の結果、あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める特定空家等に該当すると認められたため、法第22条第1項の規定により、速やかに改善するよう指導します。

また、本通知により指導をしたにもかかわらず、当該特定空家等の状態が改善されないと認められるときは、法第22条第2項の規定により、勧告を行うことがあります。当該勧告をした場合、特定空家等の敷地が地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなりますので、申し添えます。

なお、履行期限までに措置を行った場合は、下記担当まで連絡してください。

記

1. 空家等の所在地及び建築物等の概要

所在地 萩市

用途

所有者の住所及び氏名

2. 指導事項

3. 改善期限 年 月 日（ ）

4. 指導の責任者 萩市 部 課長
連絡先

※上記2により、改善措置に着手したとき及び改善措置が完了したときは、上記4に示す者まで遅滞なく報告すること。

第14号様式（第9条関係）

第 号

年 月 日

様

萩市長



管理不全空家等に関する勧告書

あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第13条第1項に定める管理不全空家等に該当すると認められたため、あなたに対して対策を講じるように指導してきたところでありますが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、下記のとおり速やかに当該管理不全空家等が法第2条第2項に定める「特定空家等」に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう、法第13条第2項の規定に基づき勧告します。

記

1. 対象となる管理不全空家等

所在地 萩市

用途

所有者の住所及び氏名

2. 勧告に係る措置の内容

3. 勧告に至った事由

4. 勧告の責任者 萩市 部 課長

連絡先：

※上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。

※上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

※上記2の措置が実施されず、法第2条第2項に定める「特定空家等」となった場合、必要に応じて、法第22条に基づき、必要な措置をとることになります。

第 号
年 月 日

様

萩市長



特定空家等に関する勧告書

あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める特定空家等に該当すると認められたため、あなたに対して対策を講じるように指導してきたところではありますが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第22条第2項の規定に基づき勧告します。

記

- 対象となる特定空家等
所在地 萩市
用途
所有者の住所及び氏名
- 勧告に係る措置の内容
- 勧告に至った事由
- 勧告の責任者 萩市 部 課長
連絡先：
- 措置の期限 年 月 日

※上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。

※上記5の期限までに正当な理由がなく上記2に示す措置をとらなかった場合は、法第22条第3項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。

※上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

※災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。

第16号様式（第10条関係）

第 号

年 月 日

様

萩市長



命 令 書

あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める特定空家等に該当すると認められたため、年月日付け第号により、法第22条第3項の規定に基づく命令を行う旨を事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされておらず、当該通知に示した意見書等の提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした。

ついては、下記のとおり措置をとることを命令します。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地 萩市

用途

所有者の住所及び氏名

2. 措置の内容

3. 命ずるに至った事由

4. 命令の責任者 萩市 部 課長

連絡先：

5. 措置の期限 年 月 日

※上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。

※本命令に違反した場合は、法第30条第1項の規定に基づき、50万円以下の過料に処せられます。

※上記5の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第22条第

9 項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続きに移行することがあります。

※災害その他非常の場合においては、法第 22 条第 1 項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。

※この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条及び第 18 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に萩市長に対し審査請求をすることができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

※また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 8 条及び第 14 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、萩市長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができます。

第17号様式（第10条関係）

第 号

年 月 日

様

萩市長



命令に係る事前の通知書

あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める特定空家等に該当すると認められたため、年 月 日付け 第 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第22条第3項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので、通知します。

なお、あなたは法第22条第4項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から5日以内に、萩市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地 萩市

用途

所有者の住所及び氏名

2. 命じようとする措置の内容

3. 命ずるに至った事由

4. 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先

萩市 部 課長 あて

送付先：萩市大字江向510番地

連絡先：

5. 意見書の提出期限 年 月 日

※上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告すること。

※災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。

萩市長 あて

提出者 住 所
氏 名
連絡先

㊟

命令に係る事前の通知に対する意見書

年 月 日付け 第 号の命令に係る事前の通知書に対して、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 22 条第 4 項の規定により、下記内容の意見書を提出します。

記

1 特定空家等の所在地	萩市
2 所有者の住所及び氏名	
3 命令に対する意見	
4 その他意見	
5 証拠書類等の提出有無	有 ・ 無

備考

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付してください。
- 2 証拠書類等を提出する場合は、添付してください。
- 3 代理人が提出する場合は、代理人であることを証する書類を添付してください。

萩市長 あて

提出者 住 所
氏 名
連絡先

㊞

命令に係る事前の通知に対する意見聴取請求書

年 月 日付け 第 号の命令に係る事前の通知書に対して、下記のとおり意見書の提出に代えて、公開による意見の聴取を行うことを請求します。

記

1 特定空家等の所在地	萩市
2 所有者の住所及び氏名	
3 意見の聴取に出席しようとする者の氏名、及び連絡先	

備考

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付してください。
- 2 代理人が意見の聴取に出席する場合は、代理人であることを証する書類を添付してください。

第 号
年 月 日

様

萩市長



命令に係る事前の通知に対する意見聴取通知書

年 月 日付け 第 号の命令に係る事前の通知書に対して、年 月 日付け命令に係る事前の通知に対する意見聴取請求書の提出がありましたので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 22 条第 6 項の規定により、下記のとおり公開による意見の聴取を行うため、出頭を求めますので、法第 22 条第 7 項の規定によりその旨通知します。

なお、同項の規定により公告していることを申し添えます。

また、法第 22 条第 8 項の規定により、意見の聴取に対して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができます。

記

1 特定空家等の所在地	萩市
2 所有者の住所及び氏名	
3 命令しようとする措置内容	
4 聴取の期日及び場所	

第 号

年 月 日

様

萩市長



戒 告 書

あなたに対し、 年 月 日付け 第 号によりあなたの所有する
下記特定空家等の<措置の内容>を行うよう命じました。

この命令を 年 月 日までに履行しないときは、空家等対策の推進
に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第9項の規定に基づ
き、下記特定空家等の<措置の内容>を執行いたしますので、行政代執行法
（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定により、その旨戒告します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づき、あ
なたから徴収します。

また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、そ
の責任を負わないことを申し添えます。

記

■特定空家等

1. 所在地 萩市
2. 用途 <例：住宅>
3. 構造 <例：木造2階建>
4. 規模 建築面積
延べ床面積
5. 所有者の住所及び氏名

<措置の内容>

※災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定に基づき、当該
措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。

※この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68
号）第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の
翌日から起算して3箇月以内に萩市長に対し審査請求をすることができます
（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であ
っても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をす
ることができなくなります。）。

※また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭

和37年法律第139号)第8条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、萩市長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

第22号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

菽市長



代 執 行 令 書

年 月 日付け 第 号によりあなたの所有する下記特定空家等を 年 月 日までに<措置の内容>するよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第9項の規定に基づき、下記のとおり代執行を行いますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第2項の規定により通知します。

代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づき、あなたから徴収します。

また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じてもその責任を負わないことを申し添えます。

記

<措置の内容>

1. <措置の内容>する物件

2. 代執行の時期

年 月 日から 年 月 日まで

3. 執行責任者

菽市 部 課長

4. 代執行に要する費用の概算見積額

円

※この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の

翌日から起算して3箇月以内に萩市長に対し審査請求をすることができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

※また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、萩市長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

(表面)

代 執 行 責 任 者 証	
第 号	
職 名	
氏 名	
上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。	
年 月 日	
萩市長	印
記	
1. 代執行をなすべき事項	
代執行令書 (年 月 日付け第 号) 記載の<物件 住所>の建築物の<措置の内容>	
2. 代執行をなすべき時期	
年 月 日から 年 月 日までの間	

(裏面)

空家等対策の推進に関する特別措置法 (平成 26 年法律第 127 号) (抜粋)

第 22 条 (以下略)

9 市町村長は、第 3 項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法 (昭和 23 年法律第 43 号) の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

10～17 (略)

行政代執行法 (昭和 23 年法律第 43 号) (抜粋)

第 4 条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

第 24 号様式 (第 13 条関係)

標 識

下記特定空家等の所有者は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 22 条第 3 項の規定に基づいた措置をとることを、
年 月 日付け 第 号により、命ぜられています。

1. 対象となる特定空家等

所在地：

用 途：

2. 措置の内容

3. 命ずるに至った事由

4. 命令の責任者

萩市 部 課長

連絡先：

5. 措置の期限

(注意) 年 月 日

- 1 命令に係る措置が実施されれば、速やかにこの標識を撤去するので申し出ること。
- 2 この標識は、萩市の管理下にあります。
- 3 この標識を損壊した者は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 258 条に規定する公文書毀棄罪で罰せられることがあります。

60cm

45cm

第25号様式（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

萩市長



緊急安全措置実施通知書

あなた（相続人等である場合を含みます。）が所有又は管理する下記の空家等については、適切な管理が行われておらず、危害等を予防し、又は拡大を防ぐため、萩市空家等対策の推進に関する条例（平成27年萩市条例第36号）第12条第1項の規定に基づき「緊急安全措置」を講じたので同条第2項の規定により通知します。

記

1. 緊急安全措置を講じた空家等の所在地	萩市
2. 緊急安全措置の内容	
3. 緊急安全措置の実施日	年 月 日
4. 緊急安全措置を講じた理由	
5. 緊急安全措置に要した費用	円
6. 所有者等の費用負担に関する事項	
7. 担当課及び連絡先	担当課 連絡先

別記第 1 号様式（第 3 条関係）
第 2 号様式（第 3 条関係）
第 3 号様式（第 3 条関係）
第 4 号様式（第 4 条関係）
第 5 号様式（第 4 条関係）
第 6 号様式（第 5 条関係）
第 7 号様式（第 5 条関係）
第 8 号様式（第 6 条関係）
第 9 号様式（第 6 条関係）
第 1 0 号様式（第 7 条関係）
第 1 1 号様式（第 7 条関係）
第 1 2 号様式（第 8 条関係）
第 1 3 号様式（第 8 条関係）
第 1 4 号様式（第 9 条関係）
第 1 5 号様式（第 9 条関係）
第 1 6 号様式（第 1 0 条関係）
第 1 7 号様式（第 1 0 条関係）
第 1 8 号様式（第 1 0 条関係）
第 1 9 号様式（第 1 0 条関係）
第 2 0 号様式（第 1 0 条関係）
第 2 1 号様式（第 1 1 条関係）
第 2 2 号様式（第 1 1 条関係）
第 2 3 号様式（第 1 1 条関係）
第 2 4 号様式（第 1 3 条関係）
第 2 5 号様式（第 1 4 条関係）